

# 石岡市立 小学校PTA規約

## 第1章 総 則

第1条 この会は、石岡市立 小学校PTA規約といい、事務局を 小学校内におく。

第2条 この会は、父母と教師が協力して学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動をする。

- (1) よい父母、よい教師となるよう協力する。
- (2) 家庭と学校の緊密な連携により、児童の生活の補導をする。
- (3) 児童の生活環境をよくする。
- (4) 教育施設の改善充実させる。
- (5) その他この会の目的達成に必要な活動をする。

## 第2章 組織と会議

第4条 この会は、 小学校児童の父母（保護者）と教師およびこの会の趣旨に賛同する者を会員とし、前者を正会員、後者を準会員とし、本人より会長に申し込むものとする。

第5条 この会に、次の役員をおく。

会長・1名 副会長・5名 書記・2名 会計・2名

第6条 役員を選出・任期・任務は次の通りとする。

- (1) 役員は運営委員会において推薦し総会の承認を受ける。
- (2) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 会長はこの会を代表し、この会の運営にあたる。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。

- (4) 書記は、この会の活動に関する事項を記録し保管する。
- (5) 会計は、予算に基づき、会計事務を処理する。

第7条 この会に2名の会計監査員をおく。選出、任期、任務は次の通りとする。

- (1) 会計監査員は、運営委員会において選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 会計監査員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠監査員の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 会計監査員は、随時この会の会計を監査する。

第8条 この会に運営委員会の推薦により、顧問をおくことができる。

第9条 この会の会議は次の通りとする。

- (1) 総会は、毎年定例会を開き次の事項を処理する。必要があれば随時開くことができる。

- ア 役員・会計監査員の承認
- イ 事業並びに決算の報告
- ウ 事業計画並びに予算の承認
- エ 会則の変更
- オ その他必要と認めた事項

(2) 運営委員会は、役員・常任委員会代表および学校代表をもって構成し、会長が必要と認めるとき、随時開催して次の事項を処理する。

- ア この会の運営上の企画および各常任委員会間の連絡調整
- イ 総会の議決事項並びに緊急事項の処理
- ウ その他必要と認めた事項

(3) 常任委員会は学級または子供会代表をもって構成し、次の活動を行う。

- ア 成人教育委員会 会員の研修活動を企画運営する。
- イ 広報委員会 広報活動にあたる。
- ウ 校外指導委員会 地区委員を兼ね、子供会活動を助けて校外における児童の生活を善導しつつ、各地区 PTA 活動の中心になる。
- エ 環境整備委員会 教室環境の整備にあたる。
- オ 学年委員会 学級運営に協力し、学年・学級 PTA を開催し、

児童の福利厚生をはかる。

(4) 特別の事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。第10条 各会議は、出席者の過半数により決する。

### 第3章 会 計

第11条 この会の経費は、会員の会費および寄付金をもってあてる。会費は、会員一人あたり月額500円とする。賛助会員の会費は、原則として徴収しない。

第12条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。